

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年8月11日
【四半期会計期間】	第76期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社エスライン
【英訳名】	S LINE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山口嘉彦
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目68番地
【電話番号】	(058)245-3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬博三
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目68番地
【電話番号】	(058)245-3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬博三
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第75期 第1四半期 連結累計期間	第76期 第1四半期 連結累計期間	第75期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
営業収益 (百万円)	10,162	10,686	43,279
経常利益 (百万円)	53	202	1,050
四半期(当期)純利益 (百万円)	10	98	771
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	63	143	930
純資産額 (百万円)	15,282	16,054	16,078
総資産額 (百万円)	27,851	30,133	30,192
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	0.48	4.71	37.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.5	51.0	51.0

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 「営業収益」には、消費税等は含まれておりません。

3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益の増加から、雇用、所得環境に改善が見られる等、景気は緩やかに回復を続けてまいりましたが、消費税率の引き上げや、円安による原材料価格の高騰等により、個人消費や企業活動の動きは弱く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、原油価格の高騰による燃料費の増加や、ドライバー不足による人件費や備車費、外部委託費の増加、さらには有料道路利用料金の割引額の減少等、コストアップ要因が多く、経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、「地域に密着した企業活動で社会に貢献する。お客様に満足していただける物流をご提供する。」の経営理念を基本に、グループ各社が持てるネットワークとエリア毎の物流機能を結集した総合力を活かして、業績確保と企業価値の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、営業収益106億86百万円（前年同期比5.2%増）、営業利益1億62百万円（前年同期比679.9%増）、経常利益2億2百万円（前年同期比280.4%増）、四半期純利益98百万円（前年同期比867.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[物流関連事業]

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等であります。

貨物自動車運送事業のうち、当社グループの主力であります特別積合せ部門では、輸送品質の維持向上に努めるとともに、増加傾向にある燃料費や人件費、さらには連絡中継料等コストアップ分の転嫁も含めて、適正な水準への料金改定を、先期に引き続き取り組んでまいりました。事業拡大においては、広域に亘る輸送サービスや複合的な物流サービスの展開を図るため、営業開発部が中心となり積極的な営業活動を展開してまいりました。その一例として、配送効率を高めるために、お客様の配送商品を当社グループが保有する関東と大阪の二拠点の物流施設に保管した後に、物流加工と配送までを行う一環物流サービスの運用を開始しました。また本年3月に完成した㈱エスラインギフの名古屋第2センターでは、お客様からお預かりした商品の保管と物流加工を行う物流サービス機能に、隣接している名古屋支店からの輸送機能を加えることにより、利便性・効率性の高い物流サービスの運用を開始する等、当社グループが持っている物流拠点や輸送網に、物流ノウハウを有機的に連携させた総合物流サービスの提供に、全社一体となって取り組んでまいりました。

この結果、物流関連事業の営業収益は105億4百万円（前年同期比5.2%増）、セグメント利益（営業利益）は2億75百万円（前年同期比87.4%増）となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業におきましては、当社グループ各社にて保有している不動産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は1億1百万円（前年同期比2.6%増）、セグメント利益（営業利益）は52百万円（前年同期比5.6%増）となりました。

[その他]

主に、旅客自動車運送事業を営んでおります。岐阜市内の高校や近隣の大学の通学バスおよびクラブ・サークル活動などの貸切バス、冠婚葬祭時の送迎バス、さらには競輪場のファンバス等、地元に着した運行業務に取り組んでまいりました。また、本年3月には(株)エスラインギフの名古屋第2センターの屋根に太陽光パネルを設置し、発電した電力の売電事業を開始いたしました。

この結果、その他の営業収益は80百万円（前年同期比6.1%増）、セグメント利益（営業利益）は10百万円（前年同期比137.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間の連結資産合計は301億33百万円となり、前連結会計年度比58百万円減少しております。この主な要因は受取手形及び営業未収入金の減少と建設仮勘定の増加によるものであります。

また、連結負債合計は140億78百万円となり、前連結会計年度比35百万円減少しております。この主な要因は支払手形及び営業未払金の減少とその他の流動負債の増加によるものであります。

連結純資産合計は160億54百万円となり、前連結会計年度比23百万円減少しております。この主な要因は配当金の支払による減少と四半期純利益によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要かつ十分な情報や時間を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

(a) 中長期的な経営戦略に基づく取組み

当社は、多数の投資家の皆様には長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、昭和13年に設立された「岐阜トラック運輸株式会社」を前身とし、以来、貨物運送事業を中心として、全国配送に向けた輸送路線網の拡大、第一次高度成長期には大量高速輸送時代に先駆けたトレーラー輸送の開始、全国の中堅輸送業者10社によるSライン日本グループによる全国輸送ネットワーク体制の確立、業界初のオンラインシステム（スリーエスシステム）の稼働、フランチャイズシステムによる宅配ネットワークの結成、子会社化方式による輸送周辺領域業務の取組み等、お客様の様々なニーズにお応えすべく注力してまいりました。平成18年10月には、グループ体制のさらなる発展と結束力の強化、各事業会社の迅速な意思決定と環境変化に伴う機動的かつ柔軟な対応、戦略的かつ明確な経営体制の整備と収益力の向上を図るために純粋持株会社体制に移行し、㈱エスラインとして新たな体制をスタートさせました。当社は、この体制移行により、特色のある21のグループ会社を傘下に有し、貨物自動車運送事業、倉庫業、旅客自動車運送事業、自動車整備事業、不動産賃貸業、情報処理サービス業、損害保険代理業等の事業領域において、機動的かつ柔軟に総合力を発揮することが、当社グループ全体の経営資本と管理の効率化を推進し、利益体質を高め企業価値の向上につながるものと考えており、ワンランク上の総合物流企業となることを目指して注力しております。

<当社の経営理念>

当社は、昭和13年の創業以来、

- | | |
|-----------|--|
| 「和」 | 社は「和」のもと、労使一体の全員経営により輸送の使命を果たしてみんなの幸せを追求する。 |
| 「法の精神」 | 国内の法または関係法令およびその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される企業を目指す。 |
| 「社会貢献」 | 地域に密着した企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する。 |
| 「環境と顧客優先」 | 環境に配慮した物流企画の提案と輸送品質の向上に努め、お客様に満足していただける物流を提供する。 |
| 「全員参加」 | 全社員が職務に応じて企業の運営を分担する全員経営により、対話と活力に満ちた企業風土をつくる。 |

を経営の基本理念として掲げ、株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、着実に事業の発展に注力してまいりました。

持株会社のもと、当社グループは引き続き、創業の精神を受け継ぎ、『お客様が一番』の価値観を共有し、地域に密着した輸送およびその周辺業務の取り込みに向け、積極的に提案営業を展開し、事業会社各社がそれぞれの業務分野を分担しながら有機的に連携することにより、一層の企業価値の安定的な向上に向けて注力してまいります。

<当社の中期経営戦略>

当社グループは、グループ各社が相互に連携し、営業案件に対する支援や掘り起こし、情報提供を行うことにより、一層の利益創出を実現するために中期的な経営戦略において、以下の具体的な取組みに注力しております。

(イ) 経営効率化の推進

- 1) 支店・センターの統廃合を行い、必要なエリアに適正な店舗を配置することにより、経営の効率化を一層推進する。
- 2) 利益確保に向けた数値的取組みの強化と予算意識の徹底を図るため、エスライン経営管理システム（通称：S K K S）の高度な活用を図る。

(ロ) 事業領域の再編と拡大

- 1) 貨物自動車運送事業（特別積合せ）分野の再編
 1. 小口貨物輸送の概念（午後集荷～夜運行～翌日午前配達）を撤廃した、小口貨物の新ビジネスモデルを構築する。
 2. 運行車（長距離車両）の積載効率アップ（満載主義の徹底）のために到着・発送バランスを考慮した運行コースの見直しおよび再編を図る。
 3. 集配車（市内集配車両）の配送効率アップのために、自社・傭車の集配エリアを見直し、時間帯や物量に応じた集配コース（ルート）を再編する。
 4. 配達物量と集荷物量のバランス等、作業実態に応じた勤務時間帯の見直しを行い、必要な時間帯に必要な人員を投入し作業の効率化を図る。
- 2) 家電・家具等の専門輸送分野における拡大
営業担当者の営業活動を強化し、お客様別に適した物流システムの対応と提供を図り、専門輸送の差別化を一層推進する。
- 3) 流通加工サービス等付加価値物流の強化
お客様ごとに異なった物流サービスを提供することにより3PLや保管収入の一層の拡大を図る。

(b) 当社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）強化への取組みについて

当社グループは、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性および効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会的責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。法令遵守およびリスク管理等の徹底のために、「コンプライアンス推進委員会」「リスクマネジメント推進委員会」を設置し、グループ会社の各部署・支店と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実に積極的に取り組んでおります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして導入して、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」について、従前のプランの一部語句の修正を行った上で、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。

その概要は以下のとおりです。

(a) 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

(b) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）または、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

(c) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

(d) 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

(e) 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成29年6月30日までに開催予定の当社第78期定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること (b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること (c)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること (d)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること (e)デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,013,000
計	59,013,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,753,993	21,753,993	名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株 であります
計	21,753,993	21,753,993	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	21,753	-	1,938	-	2,812

(注) 平成26年6月27日開催の定時株主総会において、今後の資本政策上の柔軟性を確保するために、資本準備金の額を812百万円減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議し、平成26年8月5日に資本準備金の額の減少の効力が生じております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 917,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,703,000	20,703	-
単元未満株式	普通株式 133,993	-	-
発行済株式総数	21,753,993	-	-
総株主の議決権	-	20,703	-

(注) 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式114株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エスライン	岐阜県羽島郡岐南町 平成4丁目68番地	917,000	-	917,000	4.21
計	-	917,000	-	917,000	4.21

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,007	3,064
受取手形及び営業未収入金	1,25,537	15,158
貯蔵品	56	53
繰延税金資産	261	261
その他	464	525
貸倒引当金	8	6
流動資産合計	9,318	9,056
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	5,580	5,486
機械装置及び運搬具(純額)	1,214	1,198
土地	10,631	10,631
リース資産(純額)	241	231
建設仮勘定	2	304
その他(純額)	132	125
有形固定資産合計	17,802	17,978
無形固定資産	256	222
投資その他の資産		
投資有価証券	1,754	1,812
退職給付に係る資産	19	20
繰延税金資産	174	181
その他	896	885
貸倒引当金	30	23
投資その他の資産合計	2,814	2,876
固定資産合計	20,873	21,077
資産合計	30,192	30,133

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	2,504	4,612
短期借入金	710	710
1年内返済予定の長期借入金	374	333
未払法人税等	225	105
賞与引当金	284	531
役員賞与引当金	14	5
設備関係支払手形	2	1
その他	1,069	1,438
流動負債合計	7,726	7,738
固定負債		
長期借入金	526	472
繰延税金負債	2,032	2,055
役員退職慰労引当金	103	96
退職給付に係る負債	2,892	2,899
資産除去債務	194	195
負ののれん	4	3
その他	633	616
固定負債合計	6,387	6,339
負債合計	14,114	14,078
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,938	1,938
資本剰余金	2,812	2,812
利益剰余金	10,517	10,449
自己株式	176	176
株主資本合計	15,092	15,024
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	364	397
退職給付に係る調整累計額	65	61
その他の包括利益累計額合計	299	335
少数株主持分	685	695
純資産合計	16,078	16,054
負債純資産合計	30,192	30,133

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
営業収益	10,162	10,686
営業原価	9,737	10,131
営業総利益	425	554
販売費及び一般管理費	404	391
営業利益	20	162
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	13	15
受取賃貸料	6	6
負ののれん償却額	2	1
持分法による投資利益	4	5
その他	12	18
営業外収益合計	39	47
営業外費用		
支払利息	2	2
売上割引	1	1
債権売却損	3	4
その他	0	0
営業外費用合計	7	7
経常利益	53	202
特別利益		
固定資産売却益	14	5
補助金収入	1	3
特別利益合計	16	8
特別損失		
固定資産除売却損	2	1
減損損失	4	-
その他	0	-
特別損失合計	7	1
税金等調整前四半期純利益	62	209
法人税等	47	101
少数株主損益調整前四半期純利益	14	108
少数株主利益	4	9
四半期純利益	10	98

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	14	108
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	49	32
退職給付に係る調整額	-	3
その他の包括利益合計	49	35
四半期包括利益	63	143
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	58	134
少数株主に係る四半期包括利益	5	9

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法は従来通り期間定額基準を継続適用するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく単一の割引率から、退職給付の支払見込み期間毎に設定された複数の割引率を使用する方法に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が41百万円増加し、利益剰余金は同額減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	35百万円	28百万円

2 四半期連結会計期間末日及び連結会計年度末日満期手形

四半期連結会計期間末日及び連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、連結子会社の前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の前連結会計年度末日満期手形が前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
受取手形	10百万円	-百万円
支払手形	13百万円	-百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)および負ののれん償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	291百万円	316百万円
負ののれん償却額	2百万円	1百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	104	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	125	6	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	9,988	98	10,087	75	10,162	-	10,162
セグメント間の内部営業 収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	9,988	98	10,087	75	10,162	-	10,162
セグメント利益	147	49	196	4	201	180	20

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業を含んでおります。

- 2 セグメント利益の調整額 180百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	10,504	101	10,606	80	10,686	-	10,686
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	10,504	101	10,606	80	10,686	-	10,686
セグメント利益	275	52	328	10	338	176	162

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業、売電事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 176百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に變更しております。

当該変更による当第1四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	0円48銭	4円71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	10	98
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	10	98
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,844	20,836

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月11日

株式会社エスライン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 光明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 国良 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。